

1 大気・水質環境等

(1) 大気汚染

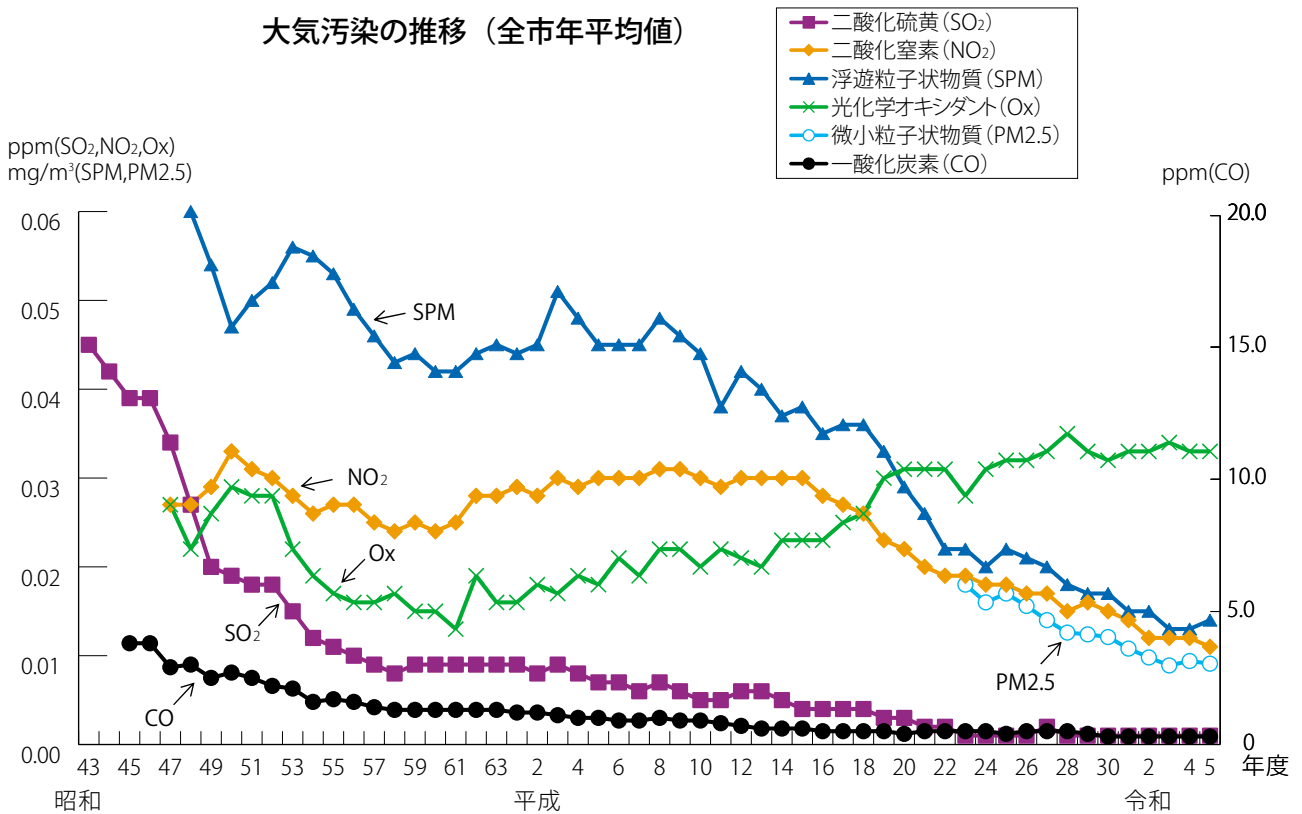
市内における大気汚染物質の濃度の状況を見ると、二酸化硫黄や一酸化炭素は昭和 40 年代後半から大幅に改善されています。

二酸化窒素は昭和 50 年度を、浮遊粒子状物質は昭和 48 年度をピークにその後改善を示し、過去 10 年間は減少傾向で推移しています。

光化学オキシダントは昭和 50 年度からいったん改善を示しましたが、再び増加傾向となり、過去 10 年間の推移で見ると横ばいとなっています。

なお、微小粒子状物質 (PM2.5) は、平成 21 年に環境基準が定められ、平成 23 年度から常時監視を実施しています。過去 10 年間は減少傾向で推移しています。

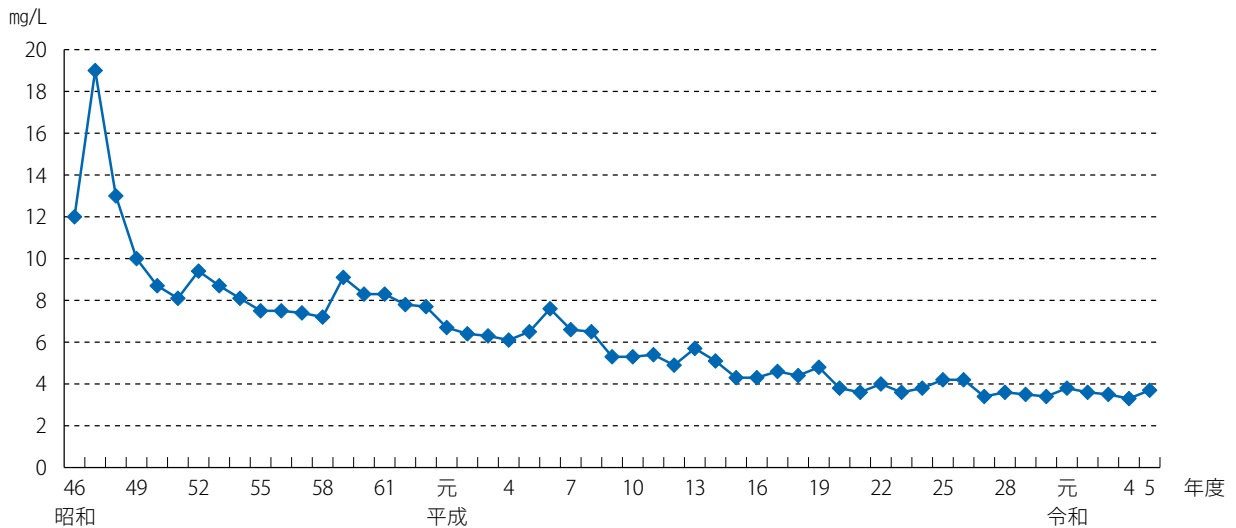
大気汚染の推移 (全市年平均値)



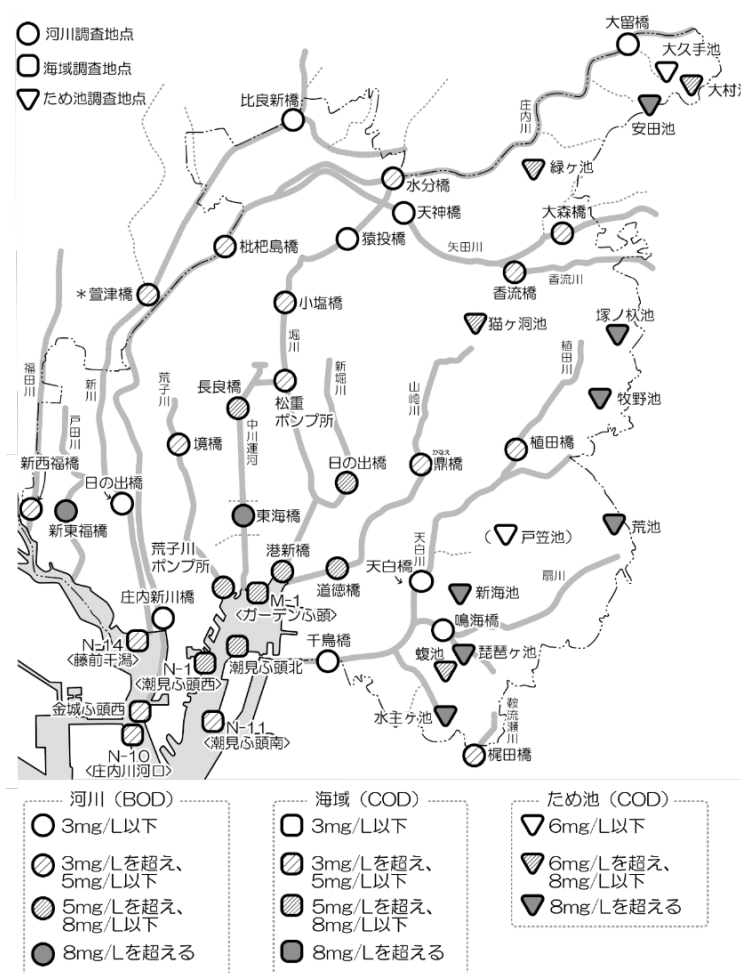
(2) 水質汚濁

市内の河川の水質の汚濁状況を BOD（生物化学的酸素要求量）で見ると、昭和 40 年代から改善を示し、過去 10 年間では概ね横ばいで推移しています。

BOD の推移（全市年平均値）



水質汚濁状況（75% 水質値（河川は BOD、海域・ため池は COD））（令和 5 年度）

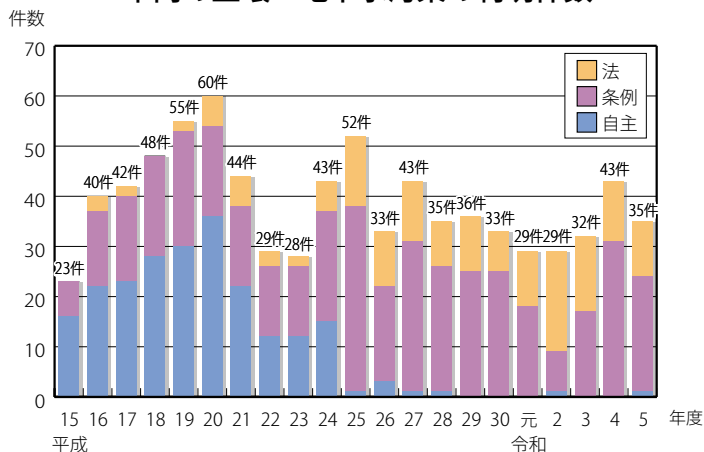


(3) 土壌・地下水汚染

平成 15 年の土壌汚染対策法施行以降、毎年数多くの土壌・地下水汚染が判明しています。

土壌汚染の原因は、工場からの有害物質の漏えいなどのほか、造成土や自然地盤に含まれる重金属等（ひ素、ふっ素など）が考えられます。

市内の土壌・地下水汚染の判明件数

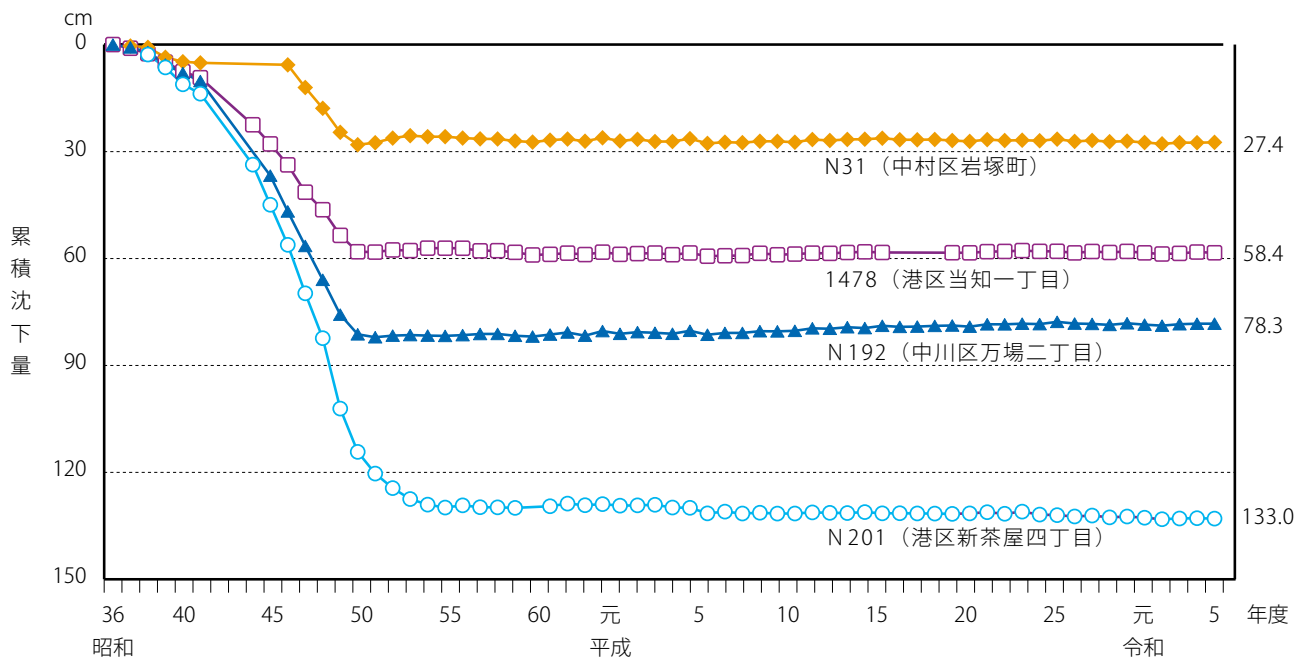


注 法：土壌汚染対策法に基づく報告により汚染が判明した件数
 条例：市環境保全条例に基づく報告により汚染が判明した件数
 自主：自主報告（法、条例に基づく報告以外）により汚染が判明した件数

(4) 地盤沈下

昭和 30 年代後半から昭和 40 年代にかけて、市南西部を中心に地盤沈下が急速に進みましたが、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「市環境保全条例」という。）による揚水規制を開始した昭和 49 年度以降は沈静化し、最近では、ほぼ横ばいで推移しています。

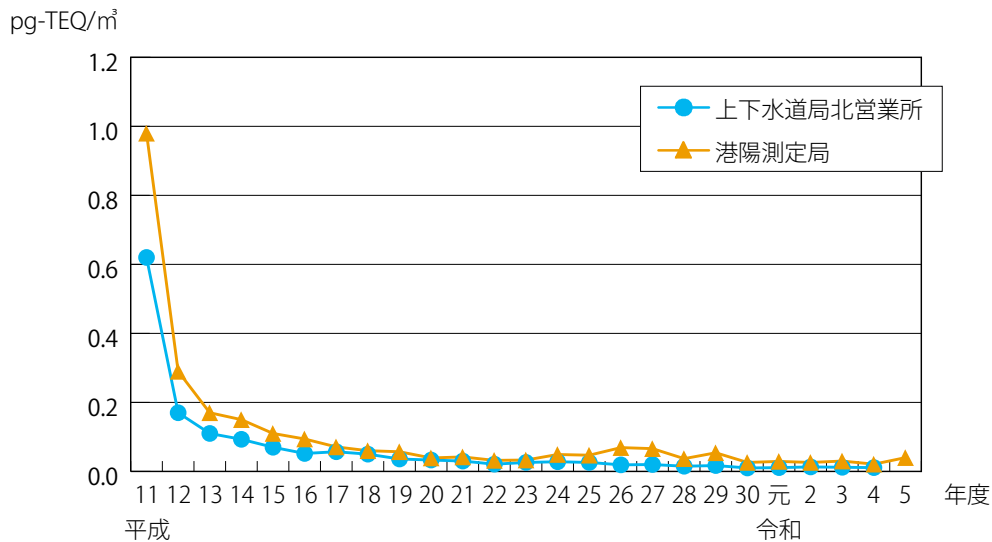
地盤沈下の推移



(5) 有害化学物質

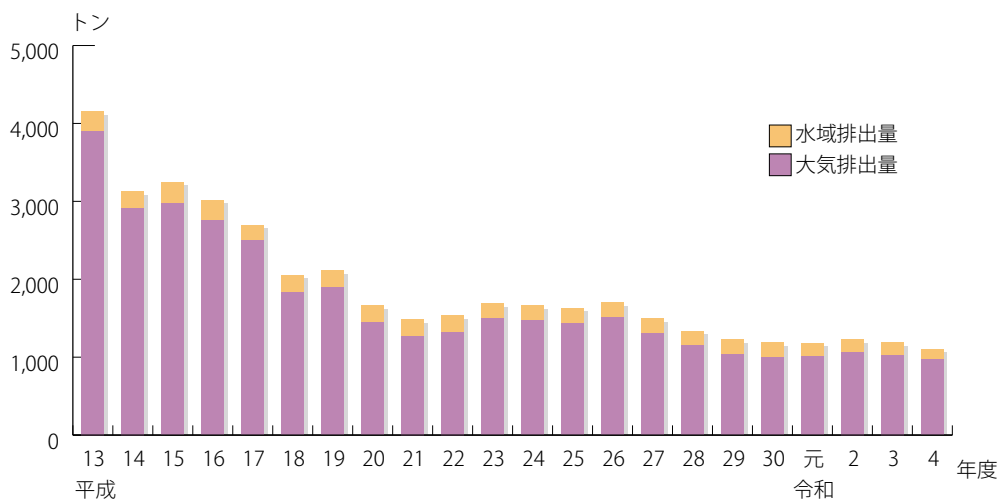
環境中のダイオキシン類濃度は改善傾向にあり、すべての調査地点で大気環境基準値 0.6pg-TEQ/m³を下回っています。また、事業者自らが把握し、本市に届け出た環境中への化学物質の排出量の合計は、PRTR制度が始まった平成13年度以後、年々減少傾向にありましたが、近年は横ばいの状態にあります。

ダイオキシン類大気環境調査結果



注 上下水道局北営業所については、令和5年度から別の調査地点へ移設した。

化学物質の排出量の推移 (全市合計)



注1 平成15年度から届出要件が拡大されています。(取扱量5トン以上→1トン以上の化学物質)

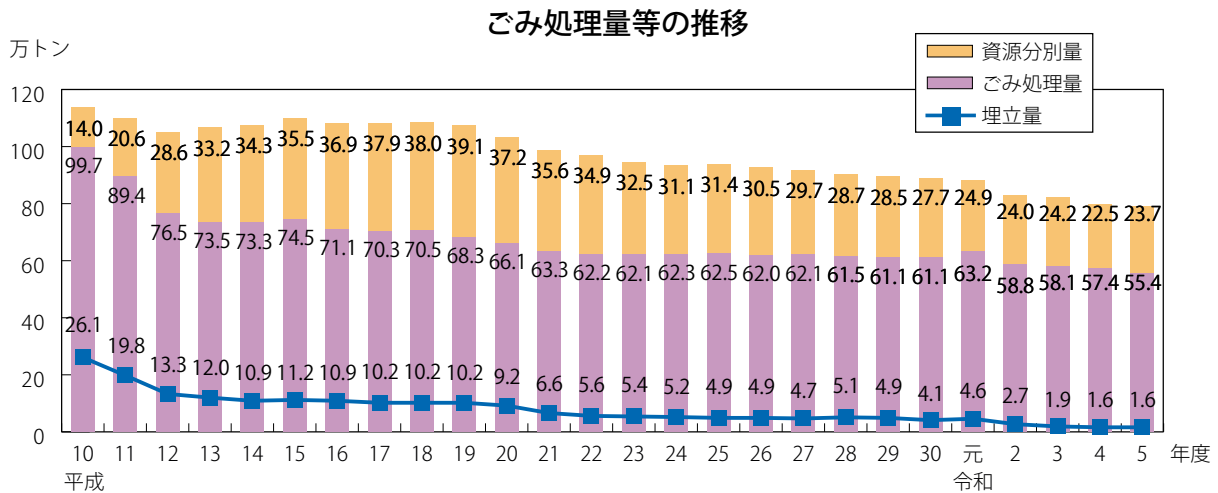
注2 平成22年度から届出の対象となる化学物質と業種が変更されています。(354物質→462物質、23業種→24業種)

2 廃棄物処理

(1) ごみ処理量等

令和5年度の本市のごみ処理量は約55.4万トンで、令和4年度と比較すると事業系ごみは横ばいでしたが、家庭系ごみが減少したことにより、全体としては減少しました。

一方、資源分別量は約23.7万トンで、平成19年度をピークに減少しています。

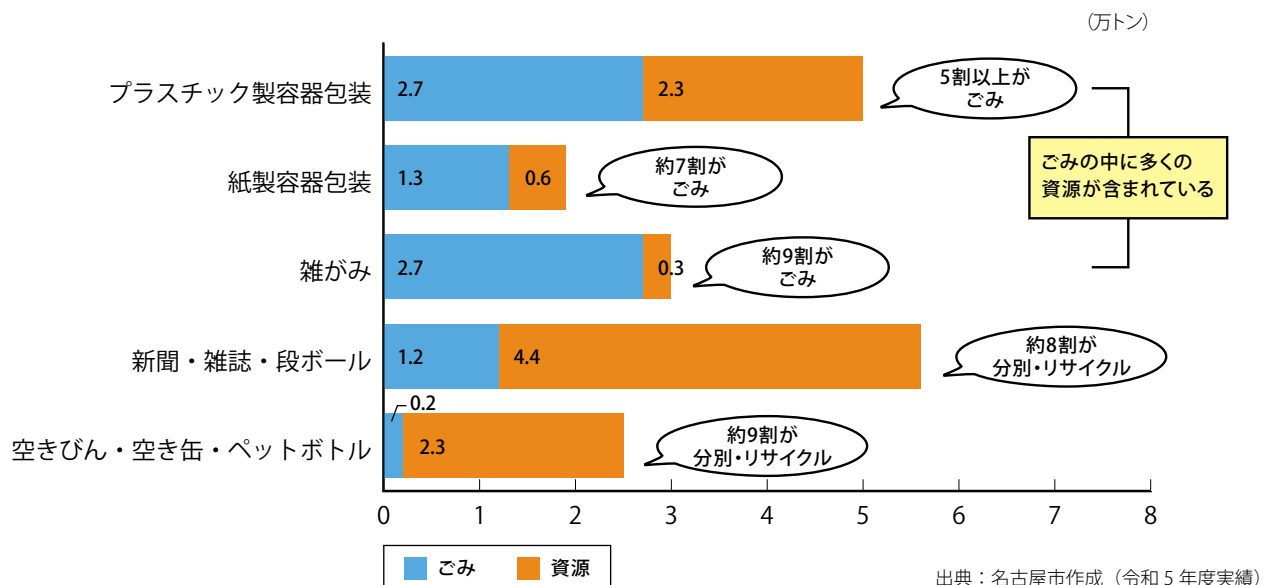


(2) ごみと資源の分別状況

令和5年度の本市の家庭から出るごみと資源の内訳は、ごみが37.9万トン、資源が10.2万トンでした。

紙製容器包装の約7割、プラスチック製容器包装の5割以上、雑がみの約9割がごみに含まれており、さらなる分別・リサイクルの取り組みが必要となっています。

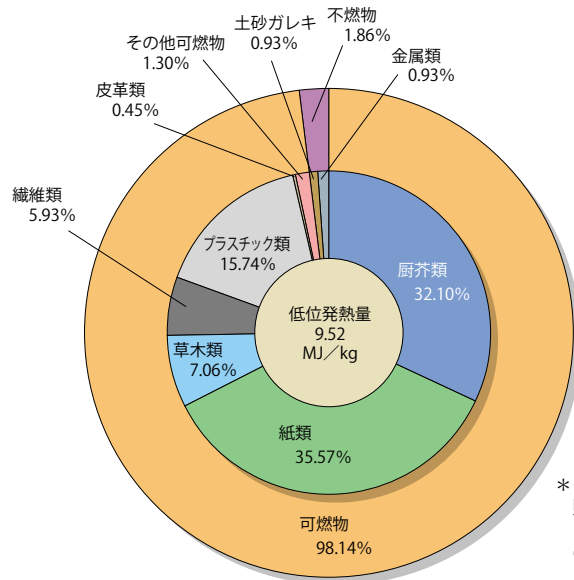
家庭から出るごみと資源 (令和5年度)



(3) ごみの組成

令和5年度の可燃ごみ(工場ピット)の主な組成は、厨芥類 32.10%、紙類 35.57%などでした。また、令和5年度の家庭系不燃ごみの主な組成は、金属類 25.59%、プラスチック類 27.86%などでした。

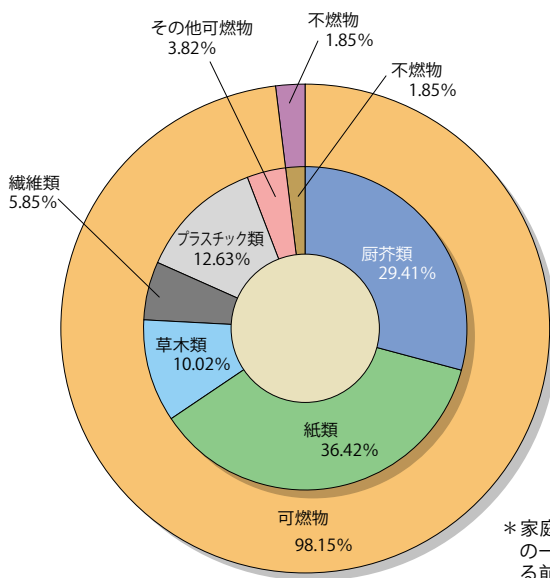
可燃ごみ組成分析結果(令和5年度)



*ピット(焼却工場内のごみ貯溜所)内のごみを十分かく拌して採取し、そのままの状態の試料を分析調査した値。(湿基準・重量比)

見かけ比重 0.159

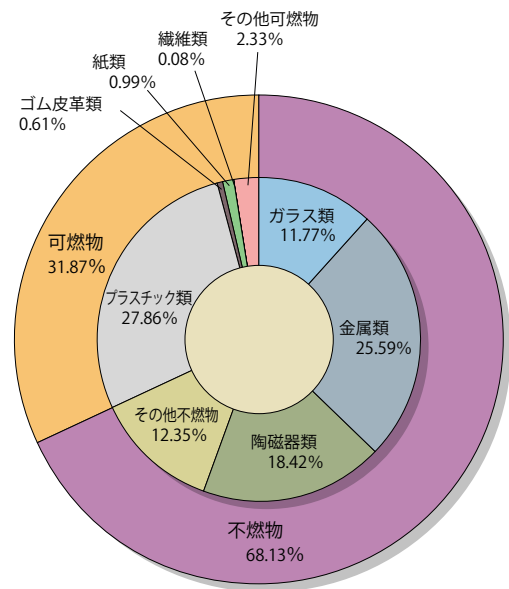
家庭系可燃ごみ組成分析結果(令和5年度)



*家庭から出された可燃ごみの一部を焼却工場に搬入する前に採取し、そのままの状態を分析調査した値。(湿基準・重量比)

見かけ比重 0.074

家庭系不燃ごみ組成分析結果(令和5年度)



見かけ比重 0.123

(4) 埋立処分場

焼却灰、破碎処理後の不燃物等を愛岐処分場で埋立処分しているほか、第二処分場においても焼却灰の埋立処分を行っています。また、広域処分場（衣浦港3号地廃棄物最終処分場）に焼却灰の埋立処分の一部を委託しています。

本市の埋立処分場の現況

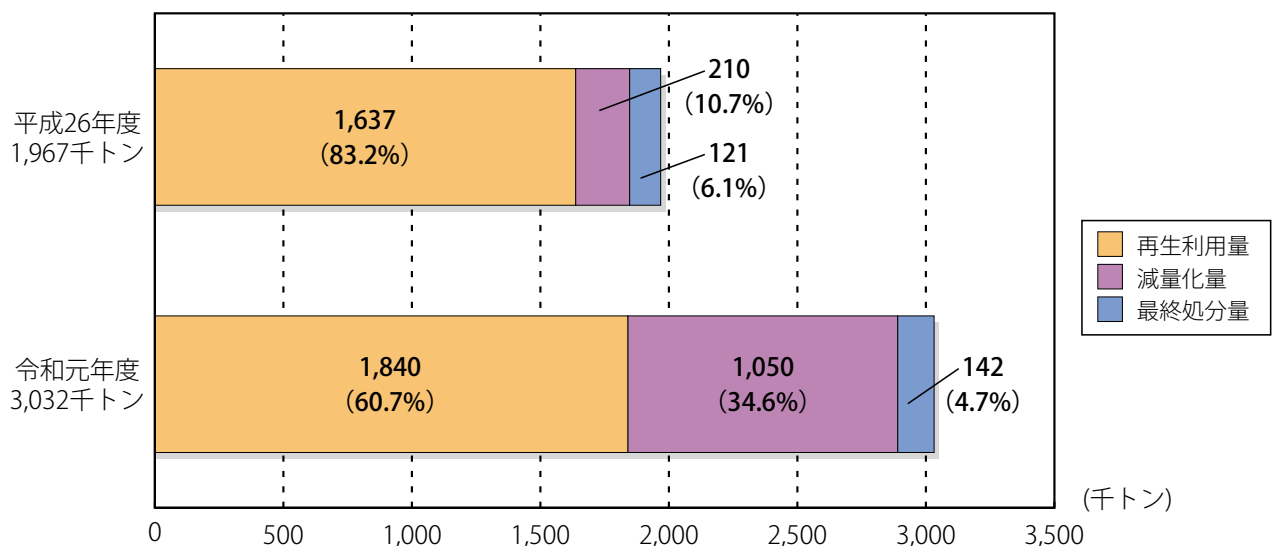
区分	全体容量 (万㎡)	残余容量 (万㎡) (令和6年4月1日現在)	令和5年度 埋立量 (千トン)
愛岐処分場	444	37.7	4
第二処分場	9.6	5.8	3
計	453.6	43.4	8

注1 そのほか、広域処分場に12千トン埋立処分しました。
 注2 埋立量には他市町分が含まれます。
 注3 単位未満の数値を四捨五入しているため、計と内訳の合計が一致しない場合があります。

(5) 産業廃棄物の処理状況

総排出量が増加していますが、再生利用・減量化によって、総排出量に対する最終処分量の割合は減少しています。

本市の産業廃棄物の排出量の推移



注1 値は、愛知県廃棄物処理計画策定調査報告書の値です。
 注2 排出量合計は、単位未満の数値を四捨五入しているため、再生利用量、減量化量、最終処分量の合計と一致しないことがあります。

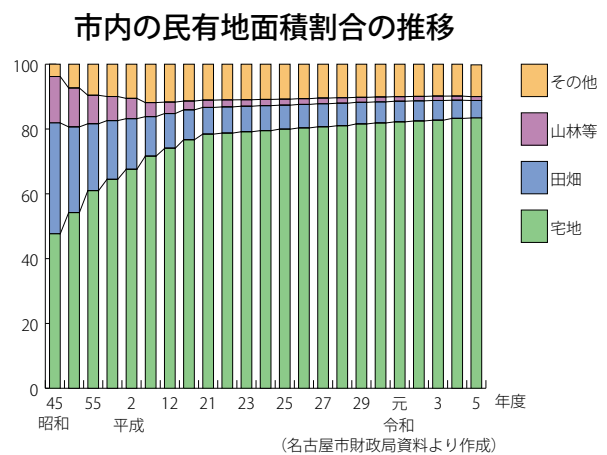
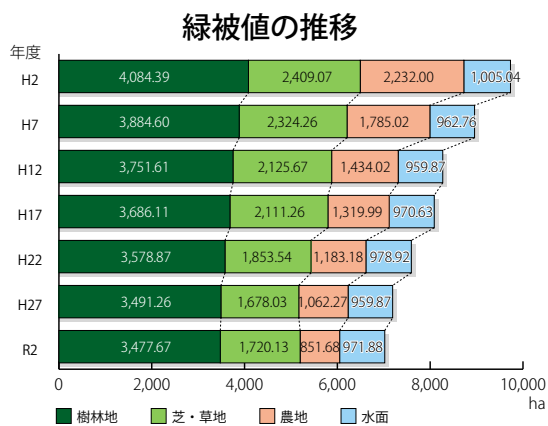
3 緑・生物多様性

(1) 緑被地

緑被地とは、樹木や草で覆われた土地のことで、本市では農地や水面も緑被地としています。本市の緑被地の変遷をたどると、全市的にみどりが減少しているものの、近年はスピードがやや緩やかになっています。

本市の緑被率は令和2年度の調査で21.5%であり、平成2年度から令和2年度の30年間に8.3ポイント低下しました。面積にすると約2,700haの減少です。

また、市内の民有地面積割合の推移をみると、昭和45年以降、田畑や山林等が減少し続けています。減少の主な要因としては、樹林地、芝・草地の宅地開発や、農地の宅地転用が考えられます。本市では、特別緑地保全地区制度等の法制度を活用したみどりの保全、緑化地域制度の運用や緑の補助金、優良緑化事例の顕彰等によるみどりの創出に取り組んでいます。



※固定資産概要調書のうち、評価総地積を記載した。
※山林等は池沼・山林・原野を、その他は雑種地を表す。

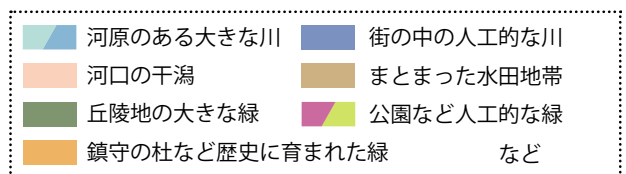
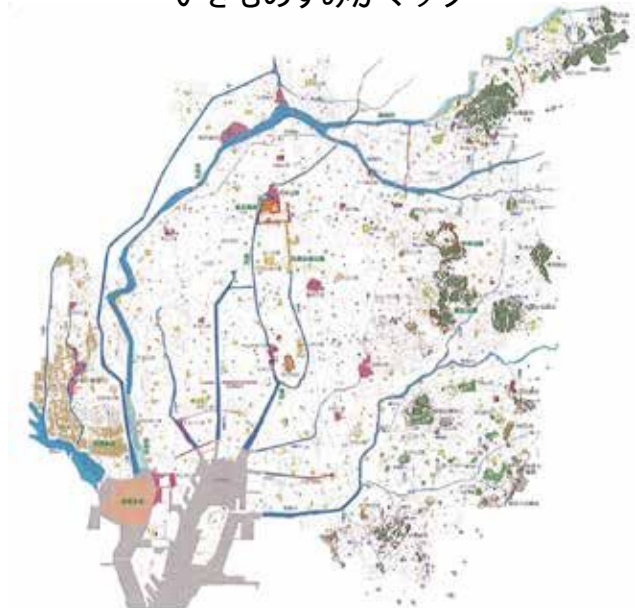
(2) 自然

東部丘陵地には、規模の大きい緑地が広がっており、湧水湿地も点在しています。かつては水田・ため池なども多く存在していましたが、現在は、宅地開発による緑地の断片化とともに減少しています。

中央部台地は、ほとんどが市街地化されているものの、名古屋城・熱田神宮に大きな緑地が残っています。

西部沖積平野には、水田・畑が広がっていましたが、宅地開発の進行により減少しています。庄内川の下流には大規模な干潟・ヨシ原が発達し、河口には藤前干潟（ラムサール条約登録地）が広がっています。

いきものすみかマップ



(3) 生きもの

市街地の拡大により、生きものたちのすみかはかなり小さくなりましたが、残された貴重な自然の中で、大都市にあっては比較的多くの生きものが生育・生息しています。

本市では、これまで植物約 1,990 種、動物 4,707 種の約 6,697 種（絶滅種を含む。）の生きものが確認されています。しかしながら、市内にすむ哺乳類・両生類の 5 割以上、は虫類・魚類・貝類の 3 割程度に絶滅のおそれがあります。

市内の生きもの

分類群		名古屋市				確認種数	(参考) 愛知県 確認種数
		絶滅のおそれのある種の数					
		絶滅危惧ⅠA類 (CR)	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	小計		
植物	種子植物	45	62	67	174	1,782	2,444
	シダ植物	1	4	15	20		
	コケ植物	0	0	3	3	208	618
	小計	46	66	85	197	1,990	3,062
動物	哺乳類	11	4	2	17	31	73
	鳥類	2	7	15	24	272	426
	は虫類	0	2	4	6	14	16
	両生類	7	0	1	8	11	22
	魚類	8	8	6	22	70	198
	昆虫類	26	19	22	67	3,751	10,443
	クモ類	7	3	8	18	352	590
	カニ類	0	2	4	6	45	-
	貝類	26	9	13	48	161	690
	小計	87	54	75	216	4,707	12,458
合計		133	120	160	413	6,697	15,512

*名古屋市版レッドリスト2020（名古屋市）、レッドデータブックあいち2020（愛知県）より作成
 絶滅危惧ⅠA類(CR)+絶滅危惧ⅠB類(EN)：絶滅の危機に瀕している種
 絶滅危惧Ⅱ類(VU)：絶滅の危険が増大している種

また、生態系や人の生命・身体、農林水産業に重大な被害を及ぼすおそれのある侵略的外来種も発見されています。

その中でも、特に法律で飼育・栽培、輸入等が禁止される特定外来生物として、令和5年度末時点で159種（うち、特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする条件付き特定外来生物が2種）が指定されており、そのうち市内に定着している、もしくは過去に確認されたことがある種は27種類となっています。

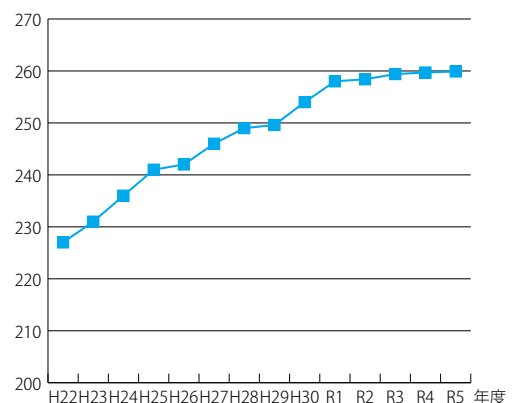
(4) 水循環

都市化の進行により、かつて森林や田畑だった土地は宅地や道路になり、降った雨はしみ込む場所を失い、短時間に集中して下水道や河川に直接流れ出すようになりました。雨がしみ込みにくく蒸発散しにくい地表面が拡大した市街地では、健全な水循環が損なわれ、洪水の危険も高まっています。

本市では、雨水を一時的に貯める貯留施設や、地中にしみ込ませる浸透施設を市施設へ設置するなど雨水流出抑制の取り組みを進めており、本市施設における雨水貯留浸透量は、令和5年度末時点で約260万 m^3 となっています。

本市施設における雨水貯留浸透量

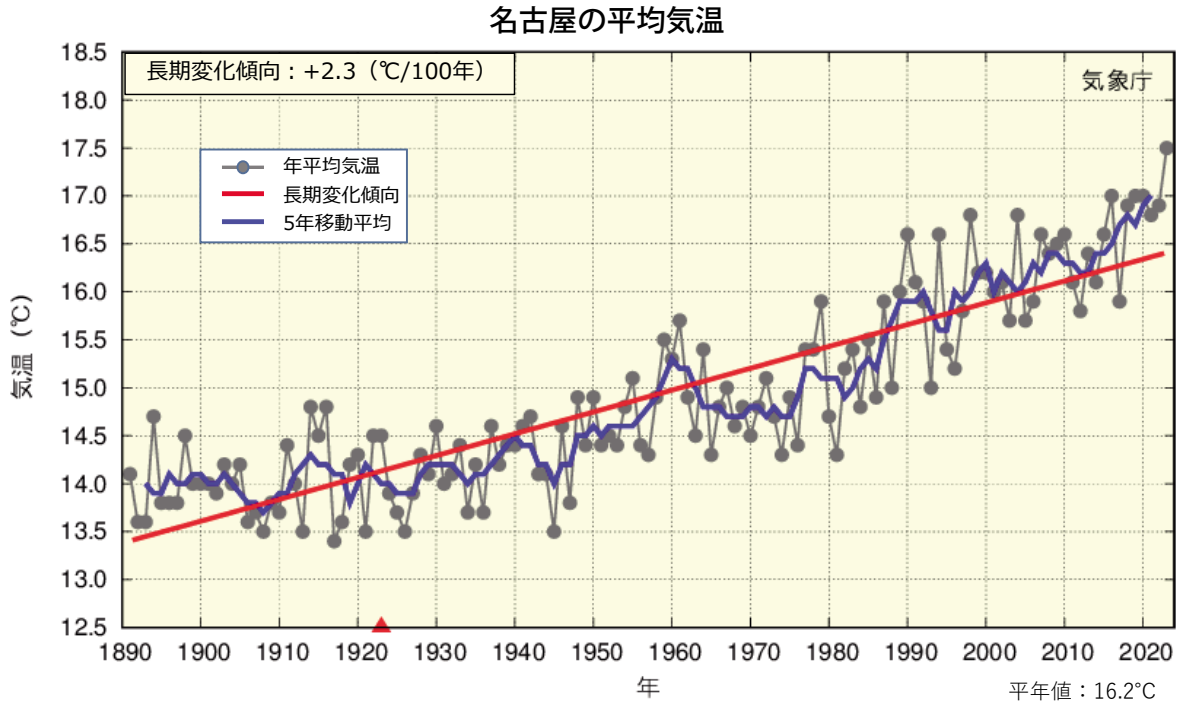
単位：万 m^3



4 地球温暖化

(1) 気温

本市の年平均気温は 100 年で 2.3℃の割合で上昇しています。特に 1990 年代以降、高温となる年が頻出しています。



注 名古屋地方気象台は 1923 年 1 月に観測場所を移転しており、図中の移転前の値は補正が行われています。
出典：気象庁

(2) 温室効果ガスの現状

令和 3 年度の温室効果ガス排出量は、本市が令和 6 年 3 月に策定した「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」の基準年度（平成 25 年度）から 16.1%減少しました。

温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出量を部門別に見てみると、令和 3 年度は、基準年度と比較し、「廃棄物」を除く部門で二酸化炭素排出量は減少しました。

一方、前年度と比較すると、「エネルギー転換」と「廃棄物」の部門では減少しましたが、それ以外の部門で増加しています。

※部門については、前計画（低炭素都市などや戦略第 2 次実行計画）では家庭、マイカー、業務用車、オフィス・店舗等、工場・その他と区分していましたが、「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」の策定に伴い、国の区分と合わせて産業、運輸、業務その他、家庭、エネルギー転換、廃棄物としています。

市民・事業者の主体別温室効果ガス排出量

(単位：万トン-CO₂)

部門		平成25年度 (基準年度)	令和2年度	令和3年度	令和3年度 増減率	
					基準年度比	前年度比
CO ₂	産業	326	230	267	△ 17.9%	+16.1%
	運輸	444	328	337	△ 24.2%	+2.5%
	業務その他	394	309	331	△ 15.9%	+7.4%
	家庭	335	280	295	△ 11.8%	+5.6%
	エネルギー転換	15	11	10	△ 32.1%	△ 4.5%
	廃棄物	29	31	30	+6.0%	△ 2.1%
	CO ₂ 小計	1,542	1,189	1,271	△ 17.6%	+6.9%
CO ₂ 以外の温室効果ガス		57	67	70	+22.8%	+4.1%
合計		1,599	1,256	1,341	△ 16.1%	+6.8%

※1 温室効果ガス：二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の7種類です。
各温室効果ガスを二酸化炭素に換算した数値で記載しています。

※2 単位未満四捨五入のため、各項目の合計と小計欄、合計欄が一致しないことがあります。

本市の温室効果ガスの種類別排出量

(単位：万トン-CO₂)

区分	平成25年度 (基準年度)	令和2年度	令和3年度	令和3年度 増減率	
	排出量	排出量	排出量	基準年度比	前年度比
二酸化炭素 (CO ₂)	1,542	1,189	1,271	△ 17.6%	+ 6.9%
メタン (CH ₄)	2	2	2	△ 18.6%	+ 0.4%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	9	8	8	△ 11.6%	△ 4.6%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	38	51	54	+ 44.4%	+ 6.2%
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	4	3	3	△ 17.6%	△ 6.9%
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	3	2	2	△ 19.0%	+ 3.5%
三ふっ化窒素 (NF ₃)	2	0	0	△ 76.1%	+ 34.9%
温室効果ガス排出量	1,599	1,256	1,341	△ 16.1%	+ 6.8%

※ 単位未満四捨五入のため、各項目の合計と小計欄、合計欄が一致しないことがあります。

(3) エネルギー

名古屋市の温室効果ガス排出量の95%は二酸化炭素が占めています。また、その二酸化炭素のうち、98%がエネルギーの利用によるものです。

温室効果ガス排出量を削減するためには、エネルギーの消費量を減らすことや、発電時に二酸化炭素が発生しない再生可能エネルギー等の導入を拡大することが重要です。

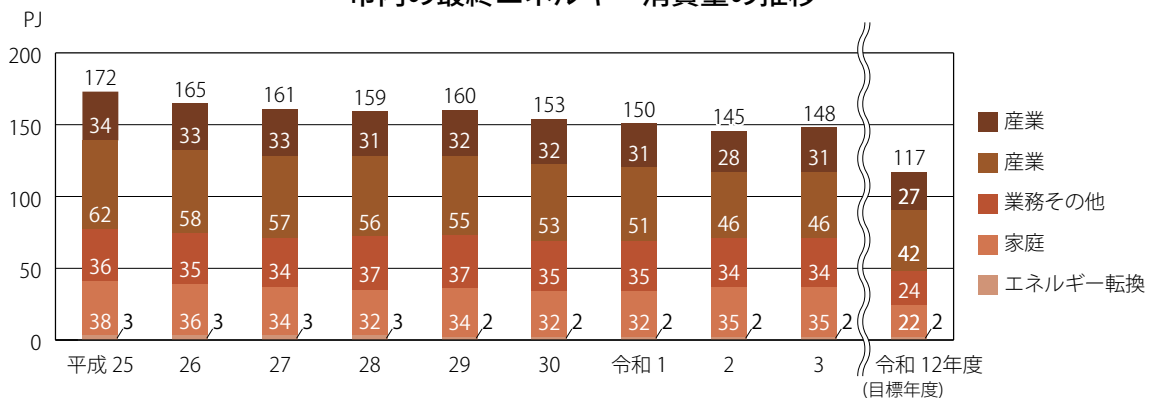
ア エネルギー消費の状況

令和3年度の最終エネルギー消費量は148PJ/年(1PJ = 10¹⁵J)で、基準年度(平成25年度)に比べ約13.8%減少しました。

部門別にみると、基準年度(平成25年度)との比較では、全ての部門で最終エネルギー消費量は減少していますが、前年度と比べて業務その他及びエネルギー転換を除く部門で増加しました。

※部門については、前計画(低炭素都市なごや戦略第2次実行計画)では家庭、マイカー、業務用車、オフィス・店舗等、工場・その他と区分していましたが、「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」の策定に伴い、国の区分と合わせて産業、運輸、業務その他、家庭、エネルギー転換、廃棄物としています。

市内の最終エネルギー消費量の推移



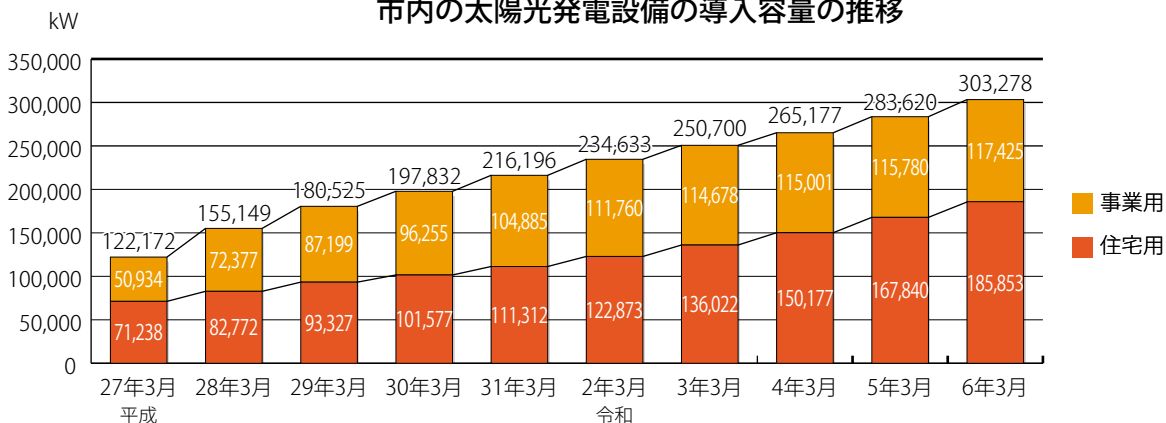
注 単位未満四捨五入のため、合計が一致しないことがあります。

イ 再生可能エネルギーの導入状況

太陽光や風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇するおそれが少ない、環境にやさしいエネルギーです。

名古屋市は、日照時間に恵まれていることから太陽光発電設備の導入が進み、令和6年3月末時点における太陽光発電設備の導入件数・導入容量は住宅用・事業用の合計で46,662件303,278kWでした。

市内の太陽光発電設備の導入容量の推移



注 単位未満四捨五入のため、合計が一致しないことがあります。

また、令和6年3月末時点におけるバイオマス発電の導入件数・導入容量は6件35,090kW(バイオマス比率を考慮しない数値)であり、その大部分をごみ焼却工場による廃棄物発電が占めています。